

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	ダイワ上場投信 - トピックス	
2	銘柄コード	1305	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	4,996,000,000円
		当初受益権総口数	3,996,800口
4	受託者の商号	住友信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	大和証券投資信託委託株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	5兆円	
9	信託契約期間	平成13年 7月 11日から無期限とします。	
10	信託の元本の償還の時期	委託者は、この信託が終了することとなったときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受益証券と引き換えに交換するものとします。受託者は、委託者の指図に従い、受益者が交換の請求を行なった指定販売会社に、別に定める期日から信託財産に属する株式の交付を行ない、指定販売会社は、受託者から交付を受けた株式を、所定の手続を経てすみやかに交付するものとします。また、委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社は、委託者が別に定める一定口数未満の受益権について買取るものとします。	
11	信託の収益の分配の時期	収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に行なうものとします。	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	信託の終了に際し、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者による交換の請求に対する株式の交付は、指定販売会社において行なうものとします。また、委託者が別に定める一定口数未満の受益権については、委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社において買取るものとします。 収益分配金の支払いは、原則として、受益者があらかじめ指定した預金口座等に収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、受益者が金融商品取引所の取引参加者と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	計算期間を通じて毎日、次の1.の額に2.の額を加算して得た額を、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。ただし、各計算期間において、次の1.により計算した額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の23を乗じて得た額から受益権の上場にかかる費用および東証株価指数の商標(これに類する商標を含みます。)の使用料のうち受益者負担とした額を控除した額を超えないものとします。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。 1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の23以内の率を乗じて得た額 2. 信託財産に属する株式の貸付にかかる品貸料(貸付株券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額。ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(当該額が負数のときは零とします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所	-	
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	償還または買取りの価額が元本を下回っても、当該価額を超える価額によって償還または買取りを行なうことはありません。	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	241,588,775 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	TOPIX運動型上場投資信託	
2	銘柄コード	1306	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	28,750,000,000円
		当初受益権総口数	23,000,000口
4	受託者の商号	三菱UFJ信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	野村アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	10兆円	
9	信託契約期間	無期限	
10	信託の元本の償還の時期	無期限	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了後、40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	原則として、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	<p>信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。ただし、各計算期間において、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の24を乗じて得た額から受益権の上場に係る費用および商標使用料のうち受益者負担とした額を控除した額を超えないものとします。</p> <p>1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の24以内で委託者が定める率を乗じて得た額</p> <p>2. 株式の貸付を行なった場合は、その品貸料の50%以内の額</p> <p>前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。</p>	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所	-	
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	<p>証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示</p> <p>(1) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託</p> <p>(2) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの</p>	<p>信託財産の価額は組入証券の価額の変動等に伴って変わるので、交換、または償還等に伴う買取り等の価額は投資額と同じではない。</p>	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	600,121,677 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	上場インデックスファンドTOPIX	
2	銘柄コード	1308	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	金9,970,000,000円に相当する有価証券及び金銭の合計額
		当初受益権総口数	10,000,000口
4	受託者の商号	三菱UFJ信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	日興アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	30兆円相当額 但し、この限度額は委託者と受託者との合意の上、変更することができる	
9	信託契約期間	期間の定めを設けない 但し、証券投資信託約款の規定により信託を終了させることがある	
10	信託の元本の償還の時期	受益者が保有する受益権について、信託終了時における当該受益権の信託財産に対する持分に相当するユニット株式を、当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受益証券と引換えに交換する 株式の交換は、振替受益権については原則として受託者が交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した日の翌営業日以降、また、受益証券については交換する受益証券が受託者に提供されたことが確認された日から起算して3営業日目以降 交換に必要な受益権口数に満たない受益権については、信託終了日以降、償還価額をもって委託者の指定する証券会社が買取りを行う	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日以降	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	償還の際の交換、買取の場所:委託者の指定する証券会社、分配金の支払場所:受託者	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	純資産総額に年10,000分の22以内の率を乗じて得た金額並びに有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品賃料の100分の50以内の額を毎計算期末又は信託終了の時に信託財産中から支弁する 信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁する	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所	-	
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	信託財産の価額は組入証券の価額の変動等に伴って変るので、買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回っても、当該価額を超える価額では買取り又は償還を行わない	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	262,813,570 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	上海株式指数・上証50連動型上場投資信託	
2	銘柄コード	1309	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	5,556,640,000円
		当初受益権総口数	80,000口
4	受託者の商号	三菱UFJ信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	野村アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	550億円	
9	信託契約期間	無期限	
10	信託の元本の償還の時期	無期限	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了後、40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	原則として、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	<p>信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。</p> <p>1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の95以内で委託者が定める率を乗じて得た額</p> <p>2. 有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の50%以内の額</p> <p>前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。</p>	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合において、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所	-	
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	<p>証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示</p> <p>(1) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託</p> <p>(2) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの</p>	<p>信託財産の価額は組入証券の価額の変動等に伴って変わるので、交換、または償還等に伴う買取り等の価額は投資額と同じではない。</p>	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	1,260,000 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	ダイワ上場投信 - トピックス・コア30	
2	銘柄コード	1310	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	1,949,784,800円
		当初受益権総口数	2,413,100口
4	受託者の商号	住友信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	大和証券投資信託委託株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	5兆円	
9	信託契約期間	平成14年3月28日から無期限とします。	
10	信託の元本の償還の時期	委託者は、この信託が終了することとなったときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受益証券と引き換えに交換するものとします。受託者は、委託者の指図に従い、受益者が交換の請求を行なった指定販売会社に、別に定める期日から信託財産に属する株式の交付を行ない、指定販売会社は、受託者から交付を受けた株式を、所定の手続を経てすみやかに交付するものとします。 また、委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社は、委託者が別に定める一定口数未満の受益権について買取るものとします。	
11	信託の収益の分配の時期	収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に行なうものとします。	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	信託の終了に際し、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者による交換の請求に対する株式の交付は、指定販売会社において行なうものとします。また、委託者が別に定める一定口数未満の受益権については、委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社において買取るものとします。 収益分配金の支払いは、原則として、受益者があらかじめ指定した預金口座等に収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、受益者が金融商品取引所の取引参加者と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	計算期間を通じて毎日、次の1.の額に2.の額を加算して得た額を、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。 1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の22以内の率を乗じて得た額 2. 信託財産に属する株式の貸付にかかる品貸料(貸付株券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額。ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(当該額が負数のときは零とします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所	-	
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	償還または買取りの価額が元本を下回っても、当該価額を超える価額によって償還または買取りを行なうことはありません。	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	18,910,719 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	TOPIX Core 30 連動型上場投資信託	
2	銘柄コード	1311	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	3,184,000,000円
		当初受益権総口数	4,000,000口
4	受託者の商号	野村信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	野村アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	10兆円	
9	信託契約期間	無期限	
10	信託の元本の償還の時期	無期限	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了後、40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	原則として、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の22以内の率を乗じて得た額とします。 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所	-	
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回るることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	信託財産の価額は組入証券の価額の変動等に伴って変わるので、交換、または償還等に伴う買取り等の価額は投資額と同じではない。	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	31,465,034 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	ラッセル野村小型コア・インデックス連動型上場投資信託	
2	銘柄コード	1312	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	2,844,000,000円
		当初受益権総口数	200,000口
4	受託者の商号	野村信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	野村アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	3000億円	
9	信託契約期間	無期限	
10	信託の元本の償還の時期	無期限	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了後、40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	原則として、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	<p>信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。</p> <p>1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の50以内で委託者が定める率を乗じて得た額</p> <p>2. 株式の貸付を行なった場合は、その品貸料の40%以内の額</p> <p>前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。</p>	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合において、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所	-	
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	<p>証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示</p> <p>(1) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託</p> <p>(2) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの</p>	<p>信託財産の価額は組入証券の価額の変動等に伴って変わるので、交換、または償還等に伴う買取り等の価額は投資額と同じではない。</p>	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	309,006 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	上場インデックスファンドS & P日本新興株100	
2	銘柄コード	1314	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	465,293,400円
		当初受益権総口数	542,300口
4	受託者の商号	三菱UFJ信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	日興アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	5,000億円相当額 但し、この限度額は委託者と受託者との合意の上、変更することができる	
9	信託契約期間	期間の定めを設けない 但し、証券投資信託約款の規定により信託を終了させることがある	
10	信託の元本の償還の時期	受益者が保有する受益権について、信託終了時における当該受益権の信託財産に対する持分に相当するユニット株式を、当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換する 株式の交換は、原則として受託者が交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した日の翌営業日以降 交換に必要な受益権口数に満たない振替受益権については、信託終了日以降、償還価額をもって委託者の指定する販売会社が行う	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了日後40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	償還の際の交換、買取の場所:委託者の指定する証券会社、分配金の支払場所:受託者	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	純資産総額に年10,000分の50以内の率を乗じて得た額並びに有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品賃料の100分の50以内の額を毎計算期末又は信託終了の時に信託財産中から支弁する 信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁する	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所	-	
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回る事となる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	信託財産の価額は組入証券の価額の変動等に伴って変るので、買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回っても、当該価額を超える価額では買取り又は償還を行わない	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	742,100 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	上場インデックスファンドTOPiX100日本大型株	
2	銘柄コード	1316	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	966,464,500円
		当初受益権総口数	1,117,300口
4	受託者の商号	三菱UFJ信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	日興アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	10兆円相当額 但し、この限度額は委託者と受託者との合意の上、変更することができる	
9	信託契約期間	期間の定めを設けない 但し、証券投資信託約款の規定により信託を終了させることがある	
10	信託の元本の償還の時期	受益者が保有する受益権について、信託終了時における当該受益権の信託財産に対する持分に相当するユニット株式を、当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換する 株式の交換は、原則として受託者が交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した日の翌営業日以降 交換に必要な受益権口数に満たない振替受益権については、信託終了日以降、償還価額をもって委託者の指定する販売会社が行う	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了日後40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	償還の際の交換、買取の場所:委託者の指定する証券会社、分配金の支払場所:受託者	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	純資産総額に年10,000分の20以内の率を乗じて得た額並びに有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品賃料の100分の50以内の額を毎計算期末又は信託終了の時に信託財産中から支弁する 信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁する	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所	-	
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	信託財産の価額は組入証券の価額の変動等に伴って変わるので、買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回っても、当該価額を超える価額では買取り又は償還を行わない	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	1,375,882 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	上場インデックスファンドTOPIX Mid400日本中型株	
2	銘柄コード	1317	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	977,284,000円
		当初受益権総口数	836,000口
4	受託者の商号	三菱UFJ信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	日興アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	5兆円相当額 但し、この限度額は委託者と受託者との合意の上、変更することができる	
9	信託契約期間	期間の定めを設けない 但し、証券投資信託約款の規定により信託を終了させることがある	
10	信託の元本の償還の時期	受益者が保有する受益権について、信託終了時における当該受益権の信託財産に対する持分に相当するユニット株式を、当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換する 株式の交換は、原則として受託者が交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した日の翌営業日以降 交換に必要な受益権口数に満たない振替受益権については、信託終了日以降、償還価額をもって委託者の指定する販売会社が行う	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了日後40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	償還の際の交換、買取の場所:委託者の指定する証券会社、分配金の支払場所:受託者	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	純資産総額に年10,000分の50以内の率を乗じて得た額並びに有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料の100分の50以内の額を毎計算期末又は信託終了の時に信託財産中から支弁する 信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁する	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合において、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所	-	
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	信託財産の価額は組入証券の価額の変動等に伴って変るので、買取又は償還の価額が当該信託の元本を下回っても、当該価額を超える価額では買取又は償還を行わない	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	836,000 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	上場インデックスファンドTOPiX Small日本小型株	
2	銘柄コード	1318	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	980,059,200円
		当初受益権総口数	916,800口
4	受託者の商号	三菱UFJ信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	日興アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	1兆5,000億円相当額 但し、この限度額は委託者と受託者との合意の上、変更することができる	
9	信託契約期間	期間の定めを設けない 但し、証券投資信託約款の規定により信託を終了させることがある	
10	信託の元本の償還の時期	受益者が保有する受益権について、信託終了時における当該受益権の信託財産に対する持分に相当するユニット株式を、当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換する 株式の交換は、原則として受託者が交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した日の翌営業日以降 交換に必要な受益権口数に満たない振替受益権については、信託終了日以降、償還価額をもって委託者の指定する販売会社が買取りを行う	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了日後40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	償還の際の交換、買取の場所:委託者の指定する証券会社、分配金の支払場所:受託者	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	純資産総額に年10,000分の50以内の率を乗じて得た額並びに有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品賃料の100分の50以内の額を毎計算期末又は信託終了の時に信託財産中から支弁する 信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁する	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所	-	
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	信託財産の価額は組入証券の価額の変動等に伴って変わるので、買取又は償還の価額が当該信託の元本を下回っても、当該価額を超える価額では買取又は償還を行わない	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	916,800 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	日経300株価指数連動型上場投資信託	
2	銘柄コード	1319	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	2,420,000,000円
		当初受益権総口数	10,000,000口
4	受託者の商号	中央三井アセット信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	野村アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	5000億円	
9	信託契約期間	無期限	
10	信託の元本の償還の時期	無期限	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了後、40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	原則として、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の1口当りの元本額に受益権口数を乗じて得た金額に対し年10,000分の52以内の率を乗じて得た額とします。 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所	-	
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回るようになる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	信託財産の価額は組入証券の価額の変動等に伴って変わるので、交換、または償還等に伴う買取り等の価額は投資額と同じではない。	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	59,032,014 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	ダイワ上場投信 - 日経225	
2	銘柄コード	1320	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	15,304,000,640円
		当初受益権総口数	1,243,520口
4	受託者の商号	住友信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	大和証券投資信託委託株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	5兆円	
9	信託契約期間	平成13年7月9日から無期限とします。	
10	信託の元本の償還の時期	委託者は、この信託が終了することとなったときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受益証券と引き換えに交換するものとします。受託者は、委託者の指図に従い、受益者が交換の請求を行なった指定販売会社に、別に定める期日から信託財産に属する株式の交付を行ない、指定販売会社は、受託者から交付を受けた株式を、所定の手続を経てすみやかに交付するものとします。 また、委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社は、委託者が別に定める一定口数未満の受益権について買取るものとします。	
11	信託の収益の分配の時期	収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に行なうものとします。	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	信託の終了に際し、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者による交換の請求に対する株式の交付は、指定販売会社において行なうものとします。また、委託者が別に定める一定口数未満の受益権については、委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社において買取るものとします。 収益分配金の支払いは、原則として、受益者があらかじめ指定した預金口座等に収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、受益者が金融商品取引所の取引参加者と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	計算期間を通じて毎日、次の1.の額に2.の額を加算して得た額を、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。 1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の23以内の率を乗じて得た額 2. 信託財産に属する株式の貸付にかかる品貸料(貸付株券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額。ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(当該額が負数のときは零とします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所	-	
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	償還または買取りの価額が元本を下回っても、当該価額を超える価額によって償還または買取りを行なうことはありません。	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	18,950,985 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	日経225連動型上場投資信託	
2	銘柄コード	1321	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	73,842,000,000円
		当初受益権総口数	6,000,000口
4	受託者の商号	三菱UFJ信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	野村アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	10兆円	
9	信託契約期間	無期限	
10	信託の元本の償還の時期	無期限	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了後、40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	原則として、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の24以内の率を乗じて得た額とします。 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所	-	
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回るることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	信託財産の価額は組入証券の価額の変動等に伴って変わるので、交換、または償還等に伴う買取り等の価額は投資額と同じではない。	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	52,775,899 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	上場インデックスファンド中国A株(バンダ)CSI300	
2	銘柄コード	1322	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	2,266,000,000円
		当初受益権総口数	453,200口
4	受託者の商号	野村信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	日興アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	金1兆円相当額 但し、この限度額は委託者と受託者との合意の上、変更することができる	
9	信託契約期間	期間の定めを設けない 但し、証券投資信託約款の規定により信託を終了させることがある	
10	信託の元本の償還の時期	適格機関投資家受益者が保有する受益権について、信託終了時における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する投資信託証券を、当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換する 投資信託証券の交換は、振替受益権については原則として受託者が交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した日の翌営業日以降 適格機関投資家受益者の保有する受益権のうち、交換に必要な受益権口数に満たない振替受益権については、信託終了日以降、償還価額をもって委託者の指定する販売会社が買取りを行う	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了日後40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	償還の際の交換、買取の場所:委託者の指定する証券会社、分配金の支払場所:受託者	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	純資産総額に年10,000分の20以内の率を乗じて得た額を毎計算期末又は信託終了の時に信託財産中から支弁する 信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁する	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合において、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所	-	
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	信託財産の価額は組入証券の価額の変動等に伴って変るので、買取又は償還の価額が当該信託の元本を下回っても、当該価額を超える価額では買取又は償還を行わない	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	1,980,080 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	NEXTFUNDS 南アフリカ株式指数・FTSE/JSE Africa Top40連動型上場投信	
2	銘柄コード	1323	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	4,600,000,000 円
		当初受益権総口数	12,500,000 口
4	受託者の商号	三菱UFJ信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	野村アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	1兆円	
9	信託契約期間	無期限	
10	信託の元本の償還の時期	無期限	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了後、40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	原則として、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	<p>信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。</p> <p>1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の95以内で委託者が定める率を乗じて得た額</p> <p>2. 株式の貸付を行なった場合は、その品貸料の40%以内の額</p> <p>前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します</p>	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所	-	
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	<p>証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示</p> <p>(1) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託</p> <p>(2) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの</p>	<p>信託財産の価額は組入証券の価額の変動等に伴って変わるので、交換、または償還等に伴う買取り等の価額は投資額と同じではない。</p>	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	4,814,404 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	NEXTFUNDS ロシア株式指数・RTS連動型上場投信	
2	銘柄コード	1324	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	4,600,000,000 円
		当初受益権総口数	20,000,000 口
4	受託者の商号	三菱UFJ信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	野村アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	1兆円	
9	信託契約期間	無期限	
10	信託の元本の償還の時期	無期限	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了後、40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	原則として、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	<p>信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。</p> <p>1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の95以内で委託者が定める率を乗じて得た額</p> <p>2. 株式の貸付を行なった場合は、その品貸料の40%以内の額</p> <p>前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します</p>	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所	-	
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	<p>証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示</p> <p>(1) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託</p> <p>(2) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの</p>	<p>信託財産の価額は組入証券の価額の変動等に伴って変わるので、交換、または償還等に伴う買取り等の価額は投資額と同じではない。</p>	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	12,858,550 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	NEXTFUNDS ブラジル株式指数・ボヘスバ連動型上場投信	
2	銘柄コード	1325	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	10,200,000,000円
		当初受益権総口数	25,000,000口
4	受託者の商号	三菱UFJ信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	野村アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	1兆円	
9	信託契約期間	無期限	
10	信託の元本の償還の時期	無期限	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了後、40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	原則として、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	<p>信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。</p> <p>1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の95以内で委託者が定める率を乗じて得た額</p> <p>2. 株式の貸付を行なった場合は、その品貸料の40%以内の額</p> <p>前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します</p>	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所	-	
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	<p>証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示</p> <p>(1) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託</p> <p>(2) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの</p>	<p>信託財産の価額は組入証券の価額の変動等に伴って変わるので、交換、または償還等に伴う買取り等の価額は投資額と同じではない。</p>	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	41,737,805 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	金価格連動型上場投資信託	
2	銘柄コード	1328	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	5,096,000,000円
		当初受益権総口数	2,000,000口
4	受託者の商号	三菱UFJ信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	野村アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	2兆円	
9	信託契約期間	無期限	
10	信託の元本の償還の時期	無期限	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了後、40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	原則として、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	<p>信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。</p> <p>1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の50以内で委託者が定める率を乗じて得た額</p> <p>2. 公社債の貸付を行なった場合は、その品貸料の50%以内の額</p> <p>前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。</p>	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合において、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所	-	
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	<p>証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示</p> <p>(1) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託</p> <p>(2) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの</p>	<p>信託財産の価額は組入証券の価額の変動等に伴って変わるので、交換、または償還等に伴う買取り等の価額は投資額と同じではない。</p>	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	5,946,805 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	iシェアーズ日経225	
2	銘柄コード	1329	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	9,378,369,000円
		当初受益権総口数	900,900口
4	受託者の商号	みずほ信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	ブラックロック・ジャパン株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	5兆円	
9	信託契約期間	無期限	
10	信託の元本の償還の時期	無期限	
11	信託の収益の分配の時期	毎年8月9日から2ヶ月以内の委託者の指定する日以降	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	郵便振替支払通知書方式(一定口数以上は預金口座への送金も可)	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	a-1) 信託報酬総額:年10,000万分の30以内 a-2) 支払方法等:毎計算期末または信託終了時に信託財産から支弁 b-1) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託者の立替えた立替金の利息 b-2) 支払方法等:都度信託財産から支弁 c-1) 監査費用(含消費税) c-2) 支払い方法等:毎計算期末または信託終了時に信託財産から支弁	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合において、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所	-	
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回るようになる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	・「iシェアーズ日経225」の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券等の値動きの影響を受けますが、これらの運用による損失は全て投資家のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドは元金が保障されているものではありません。 ・この投資信託は、主に国内株式を対象としています。組み入れた株式の株価の下落やこれらの株式の発行者の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により、損失を被ることがあります。 ・投資信託は、金融機関の預金あるいは保険契約とは商品性が異なります。 ・投資信託は、預金保険機構あるいは保険契約機構の保険対象ではありません。 ・投資信託は、元金及び利回り保証のいずれもありません。 ・投資信託を取得されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	336,183 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	上場インデックスファンド225	
2	銘柄コード	1330	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	金50,133,795,200円に相当する有価証券及び金銭の合計額
		当初受益権総口数	4,073,600口
4	受託者の商号	三菱UFJ信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	日興アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	5兆円相当額 但し、この限度額は委託者と受託者との合意の上、変更することができる	
9	信託契約期間	期間の定めを設けない 但し、証券投資信託約款の規定により信託を終了させることがある	
10	信託の元本の償還の時期	受益者が保有する受益権について、信託終了時における当該受益権の信託財産に対する持分に相当するユニット株式を、当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受益証券と引換えに交換する 株式の交換は、振替受益権については原則として受託者が交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した日の翌営業日以降、また、受益証券については交換する受益証券が受託者に提供されたことが確認された日から起算して3営業日以内以降 交換に必要な受益権口数に満たない振替受益権又は受益証券については、信託終了日以降、償還価額をもって委託者の指定する証券会社が行取を行う	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日から	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	償還の際の交換、買取の場所:委託者の指定する証券会社、分配金の支払場所:受託者	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	純資産総額に年10,000分の28以内の率を乗じて得た金額並びに有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品賃料の100分の50以内の額を毎計算期末又は信託終了の時に信託財産中から支弁する 信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁する	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所	-	
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	信託財産の価額は組入証券の価額の変動等に伴って変るので、買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回っても、当該価額を超える価額では買取り又は償還を行わない	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	25,286,981 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	NEXTFUNDS 東証REIT指数連動型上場投信	
2	銘柄コード	1343	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	2,002,835,600円
		当初受益権総口数	1,700,200口
4	受託者の商号	野村信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	野村アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	1,000億円	
9	信託契約期間	無期限	
10	信託の元本の償還の時期	無期限	
11	信託の収益の分配の時期	原則として、毎計算期間終了後、40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	原則として、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	<p>信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。</p> <p>1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の32以内で委託者が定める率を乗じて得た額</p> <p>2. 株式の貸付を行なった場合は、その品貸料の40%以内の額</p> <p>前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します</p>	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所	-	
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	<p>証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回るようになる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示</p> <p>(1) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託</p> <p>(2) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの</p>	<p>信託財産の価額は組入証券の価額の変動等に伴って変わるので、交換、または償還等に伴う買取り等の価額は投資額と同じではない。</p>	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	6,504,701 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	MAXIS トピックス・コア30上場投信	
2	銘柄コード	1344	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	26,450,678,400円
		当初受益権総口数	39,012,800口
4	受託者の商号	三菱UFJ信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	三菱UFJ投信株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	金5兆円もしくは金5兆円相当の信託適格有価証券	
9	信託契約期間	平成20年9月19日から無期限	
10	信託の元本の償還の時期	無期限	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	原則として、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等。 なお、名義登録受益者が金融商品取引所の会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。 1. 計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の19以内の率を乗じて得た額 2. 有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料の100分の50以内の額 前項の信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所	-	
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回るることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	信託財産の価額は組入証券の価額の変動等に伴って変わるので、交換または償還等に伴う買取り等の価額は投資額と同じではありません。	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	34,030,970 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	上場インデックスファンドJリート(東証REIT指数)隔月分配型	
2	銘柄コード	1345	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	1,068,837,600円
		当初受益権総口数	1,366,800口
4	受託者の商号	三菱UFJ信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	日興アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	3,000億円相当額 但し、この限度額は委託者と受託者との合意の上、変更することができる	
9	信託契約期間	期間の定めを設けない 但し、証券投資信託約款の規定により信託を終了させることがある	
10	信託の元本の償還の時期	受益者が保有する受益権について、信託終了時における当該受益権の信託財産に対する持分に相当するユニット不動産投資信託証券を、当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換する 不動産投資信託証券の交換は、原則として受託者が交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した日の翌営業日以降 交換に必要な受益権口数に満たない振替受益権については、信託終了日以降、償還価額をもって委託者の指定する販売会社を買取りを行う	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了日後40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	償還の際の交換、買取の場所:委託者の指定する証券会社、分配金の支払場所:受託者	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	純資産総額に年10,000分の30以内の率を乗じて得た額、並びに不動産投資信託証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料に100分の50以内の率を乗じて得た額を毎計算期末又は信託終了の時に信託財産中から支弁する 信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁する	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所	-	
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	信託財産の価額は組入証券の価額の変動等に伴って変わるので、買取又は償還の価額が当該信託の元本を下回っても、当該価額を超える価額では買取又は償還を行わない	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	3,573,200 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	MAXIS 日経225上場投信	
2	銘柄コード	1346	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	22,033,527,699円
		当初受益権総口数	2,986,787口
4	受託者の商号	三菱UFJ信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	三菱UFJ投信株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	金5兆円もしくは金5兆円相当の信託適格有価証券	
9	信託契約期間	平成21年2月24日から無期限	
10	信託の元本の償還の時期	無期限	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	原則として、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等。 なお、名義登録受益者が金融商品取引所の会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。 1. 計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の17以内の率を乗じて得た額 2. 有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料の100分の50以内の額 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所	-	
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回るることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	信託財産の価額は組入証券の価額の変動等に伴って変わるので、交換または償還等に伴う買取り等の価額は投資額と同じではありません。	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	4,098,382 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	上場インデックスファンドFTSE日本グリーンチップ35	
2	銘柄コード	1347	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	1,016,083,140円
		当初受益権総口数	336,340口
4	受託者の商号	三菱UFJ信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	日興アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	3兆円相当額 但し、この限度額は委託者と受託者との合意の上、変更することができる	
9	信託契約期間	期間の定めを設けない 但し、証券投資信託約款の規定により信託を終了させることがある	
10	信託の元本の償還の時期	受益者が保有する受益権について、信託終了時における当該受益権の信託財産に対する持分に相当するユニット株式を、当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換する 株式の交換は、原則として受託者が交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した日の翌営業日以降 交換に必要な受益権口数に満たない振替受益権については、信託終了日以降、償還価額をもって委託者の指定する第一種金融商品取引業者が買取りを行う	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了日後40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	償還の際の交換、買取の場所:委託者の指定する第一種金融商品取引業者、分配金の支払場所:受託者	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	純資産総額に年10,000分の40以内の率を乗じて得た額並びに有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料の100分の50以内の額を毎計算期末又は信託終了の時に信託財産中から支弁する 信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁する	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所	-	
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	信託財産の価額は組入証券の価額の変動等に伴って変わるので、買取又は償還の価額が当該信託の元本を下回っても、当該価額を超える価額では買取又は償還を行わない	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	359,208 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	MAXIS トピックス上場投信	
2	銘柄コード	1348	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	10,663,288,300円
		当初受益権総口数	11,994,700口
4	受託者の商号	三菱UFJ信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	三菱UFJ投信株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	金5兆円もしくは金5兆円相当の信託適格有価証券	
9	信託契約期間	平成21年5月14日から無期限	
10	信託の元本の償還の時期	無期限	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	原則として、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等。 なお、名義登録受益者が金融商品取引所の会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。 1. 計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の7.8以内の率を乗じて得た額 2. 有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料の100分の50以内の額 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所		
15	上記の場合における委託に係る費用		
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容		
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回るようになる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	信託財産の価額は組入証券の価額の変動等に伴って変わるので、交換または償還等に伴う買取り等の価額は投資額と同じではありません。	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	12,006,897 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	上場インデックスファンド日本株式(MSCIジャパン)	
2	銘柄コード	1544	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	1,065,962,720円
		当初受益権総口数	2,034,280口
4	受託者の商号	住友信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	日興アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	10口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	30兆円相当額を限度とする。但し、この限度額は委託者と受託者との合意の上、変更することができる。	
9	信託契約期間	期間の定めを設けない。但し、証券投資信託約款の規定により信託を終了させることがある。	
10	信託の元本の償還の時期	委託者は、受益権の口数が50万口を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のために有利と認めるとき、やむを得ない事情が発生したときは、受益者と合意の上、信託を終了することができる。また、受益権を上場した全ての金融商品取引所において上場廃止となった場合、MSCIジャパンインデックスが廃止された場合、MSCIジャパンインデックスの計算方法が変更等に伴って委託者または受託者が必要と認めたこの信託約款の変更が書面決議により行われなくなったとき、信託を終了することができる。ともにあらかじめ解約しようという旨を監督官庁に届け出るものとする。また監督官庁より、この信託約款の解約命令を受けたとき、委託者が登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、信託を終了する。また委託者が新受託者を選任できないとき信託を終了する。	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	償還の際の交換、買取の場所:委託者の指定する第一種金融商品取引業者、分配金の支払場所:受託者	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	純資産総額に年10,000分の16以内の率を乗じて得た額並びに証券投資信託約款第25条に規定する有価証券貸付の指図を行った場合は、その品貸料の100分の50以内の額を毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁する。また信託報酬に係る消費税等に相応する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁する。	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所	-	
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	信託財産の価額は組入証券の価額の変動等に伴って変わるので、買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回っても当該価額を超える価額では買取り又は償還を行わない。	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	2,034,280口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	NEXT FUNDS NASDAQ - 100@運動型上場投信	
2	銘柄コード	1545	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	1,025,050,000円
		当初受益権総口数	650,000口
4	受託者の商号	野村信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	野村アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	5000億円	
9	信託契約期間	無期限	
10	信託の元本の償還の時期	無期限	
11	信託の収益の分配の時期	毎決算終了後、40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	原則として、受益者があらかじめ指定する預金口座等	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	<p>信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の45以内で委託者が定める率を乗じて得た額 2. 有価証券の貸付を行なった場合は、その品賃料の40%以内の額 <p>前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。</p>	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合において、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所	-	
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	<p>証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示</p> <p>(1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託</p> <p>(2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託</p> <p>(3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの</p>	<p>信託財産の価額は組入証券の価額の変動等に伴って変わるので、一部解約、または償還等に伴う買取り等の価額は投資額と同じではない。</p>	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	650,000 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	NEXT FUNDS ダウ・ジョーンズ工業株30種平均株価連動型上場投信	
2	銘柄コード	1546	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	1,064,160,000円
		当初受益権総口数	120,000口
4	受託者の商号	野村信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	野村アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	5000億円	
9	信託契約期間	無期限	
10	信託の元本の償還の時期	無期限	
11	信託の収益の分配の時期	毎決算終了後、40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	原則として、受益者があらかじめ指定する預金口座等	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	<p>信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。</p> <p>1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の45以内で委託者が定める率を乗じて得た額</p> <p>2. 有価証券の貸付を行なった場合は、その品賃料の40%以内の額</p> <p>前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。</p>	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合において、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所	-	
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	<p>証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示</p> <p>(1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託</p> <p>(2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託</p> <p>(3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの</p>	<p>信託財産の価額は組入証券の価額の変動等に伴って変わるので、一部解約、または償還等に伴う買取り等の価額は投資額と同じではない。</p>	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	240,000 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	ダイワ上場投信 - 東証電気機器株価指数	
2	銘柄コード	1610	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	1,958,338,100円
		当初受益権総口数	1,023,700口
4	受託者の商号	住友信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	大和証券投資信託委託株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	5兆円	
9	信託契約期間	平成14年 3月 28日から無期限とします。	
10	信託の元本の償還の時期	委託者は、この信託が終了することとなったときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受益証券と引き換えに交換するものとします。受託者は、委託者の指図に従い、受益者が交換の請求を行なった指定販売会社に、別に定める期日から信託財産に属する株式の交付を行ない、指定販売会社は、受託者から交付を受けた株式を、所定の手続を経てすみやかに交付するものとします。 また、委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社は、委託者が別に定める一定口数未満の受益権について買取るものとします。	
11	信託の収益の分配の時期	収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に行なうものとします。	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	信託の終了に際し、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者による交換の請求に対する株式の交付は、指定販売会社において行なうものとします。また、委託者が別に定める一定口数未満の受益権については、委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社において買取るものとします。 収益分配金の支払いは、原則として、受益者があらかじめ指定した預金口座等に収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、受益者が金融商品取引所の取引参加者と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	計算期間を通じて毎日、次の1.の額に2.の額を加算して得た額を、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。 1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の22以内の率を乗じて得た額 2. 信託財産に属する株式の貸付にかかる品貸料(貸付株券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額。ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(当該額が負数のときは零とします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所	-	
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	償還または買取りの価額が元本を下回っても、当該価額を超える価額によって償還または買取りを行なうことはありません。	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	1,023,700 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	ダイワ上場投信 - 東証銀行業株価指数	
2	銘柄コード	1612	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	2,091,000,000円
		当初受益権総口数	10,200,000口
4	受託者の商号	住友信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	大和証券投資信託委託株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	5兆円	
9	信託契約期間	平成14年 3月 28日から無期限とします。	
10	信託の元本の償還の時期	委託者は、この信託が終了することとなったときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受益証券と引き換えに交換するものとします。受託者は、委託者の指図に従い、受益者が交換の請求を行なった指定販売会社に、別に定める期日から信託財産に属する株式の交付を行ない、指定販売会社は、受託者から交付を受けた株式を、所定の手続を経てすみやかに交付するものとします。 また、委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社は、委託者が別に定める一定口数未満の受益権について買取るものとします。	
11	信託の収益の分配の時期	収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に行なうものとします。	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	信託の終了に際し、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者による交換の請求に対する株式の交付は、指定販売会社において行なうものとします。また、委託者が別に定める一定口数未満の受益権については、委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社において買取るものとします。 収益分配金の支払いは、原則として、受益者があらかじめ指定した預金口座等に収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、受益者が金融商品取引所の取引参加者と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	計算期間を通じて毎日、次の1.の額に2.の額を加算して得た額を、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。 1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の22以内の率を乗じて得た額 2. 信託財産に属する株式の貸付にかかる品貸料(貸付株券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額。ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(当該額が負数のときは零とします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所	-	
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	償還または買取りの価額が元本を下回っても、当該価額を超える価額によって償還または買取りを行なうことはありません。	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	17,095,206 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	東証電気機器株価指数連動型上場投資信託	
2	銘柄コード	1613	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	3,762,000,000円
		当初受益権総口数	2,000,000口
4	受託者の商号	野村信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	野村アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	10兆円	
9	信託契約期間	無期限	
10	信託の元本の償還の時期	無期限	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了後、40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	原則として、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の22以内の率を乗じて得た額とします。 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所	-	
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回るることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	信託財産の価額は組入証券の価額の変動等に伴って変わるので、交換、または償還等に伴う買取り等の価額は投資額と同じではない。	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	1,141,003 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	東証銀行業株価指数連動型上場投資信託	
2	銘柄コード	1615	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	3,000,000,000円
		当初受益権総口数	15,000,000口
4	受託者の商号	野村信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	野村アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	10兆円	
9	信託契約期間	無期限	
10	信託の元本の償還の時期	無期限	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了後、40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	原則として、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の22以内の率を乗じて得た額とします。 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所	-	
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	信託財産の価額は組入証券の価額の変動等に伴って変わるので、交換、または償還等に伴う買取り等の価額は投資額と同じではない。	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	248,240,977 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	NEXT FUNDS 食品(TOPIX-17)上場投信	
2	銘柄コード	1617	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	1,141,877,880円
		当初受益権総口数	63,960口
4	受託者の商号	野村信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	野村アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	3000億円	
9	信託契約期間	無期限	
10	信託の元本の償還の時期	無期限	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了後、40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	原則として、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	<p>信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。</p> <p>1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の32以内で委託者が定める率を乗じて得た額</p> <p>2. 株式の貸付を行なった場合は、その品貸料の40%以内の額</p> <p>前項の信託報酬は、毎計算期間(第1計算期間を除きます。)の最初の6ヶ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。</p>	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所	-	
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	<p>証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示</p> <p>(1) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託</p> <p>(2) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの</p>	<p>信託財産の価額は組入証券の価額の変動に伴って変わるので、交換、または償還時に伴う買取り価額等の価額は投資額と同じではない。</p>	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	44,204 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	NEXT FUNDS エネルギー資源(TOPiX-17)上場投信	
2	銘柄コード	1618	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	166,675,980円
		当初受益権総口数	9,980口
4	受託者の商号	野村信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	野村アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	3000億円	
9	信託契約期間	無期限	
10	信託の元本の償還の時期	無期限	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了後、40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	原則として、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	<p>信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。</p> <p>1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の32以内で委託者が定める率を乗じて得た額</p> <p>2. 株式の貸付を行なった場合は、その品貸料の40%以内の額</p> <p>前項の信託報酬は、毎計算期間(第1計算期間を除きます。)の最初の6ヶ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。</p>	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所	-	
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	<p>証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示</p> <p>(1) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託</p> <p>(2) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの</p>	<p>信託財産の価額は組入証券の価額の変動に伴って変わるので、交換、または償還時に伴う買取り価額等の価額は投資額と同じではない。</p>	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	30,416 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	NEXT FUNDS 建設・資材(TOPIX-17)上場投信	
2	銘柄コード	1619	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	610,833,960円
		当初受益権総口数	46,980口
4	受託者の商号	野村信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	野村アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	3000億円	
9	信託契約期間	無期限	
10	信託の元本の償還の時期	無期限	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了後、40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	原則として、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	<p>信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。</p> <p>1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の32以内で委託者が定める率を乗じて得た額</p> <p>2. 株式の貸付を行なった場合は、その品貸料の40%以内の額</p> <p>前項の信託報酬は、毎計算期間(第1計算期間を除きます。)の最初の6ヶ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。</p>	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所	-	
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	<p>証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示</p> <p>(1) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託</p> <p>(2) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの</p>	<p>信託財産の価額は組入証券の価額の変動に伴って変わるので、交換、または償還時に伴う買取り価額等の価額は投資額と同じではない。</p>	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	47,613 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	NEXT FUNDS 素材・化学(TOPIX-17)上場投信	
2	銘柄コード	1620	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	1,116,744,570円
		当初受益権総口数	84,930口
4	受託者の商号	野村信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	野村アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	3000億円	
9	信託契約期間	無期限	
10	信託の元本の償還の時期	無期限	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了後、40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	原則として、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	<p>信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。</p> <p>1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の32以内で委託者が定める率を乗じて得た額</p> <p>2. 株式の貸付を行なった場合は、その品貸料の40%以内の額</p> <p>前項の信託報酬は、毎計算期間(第1計算期間を除きます。)の最初の6ヶ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。</p>	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所		
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	<p>証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示</p> <p>(1) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託</p> <p>(2) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの</p>	<p>信託財産の価額は組入証券の価額の変動に伴って変わるので、交換、または償還時に伴う買取り価額等の価額は投資額と同じではない。</p>	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	45,913 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	NEXT FUNDS 医薬品(TOPIX-17)上場投信	
2	銘柄コード	1621	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	500,164,600円
		当初受益権総口数	40,930口
4	受託者の商号	野村信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	野村アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	3000億円	
9	信託契約期間	無期限	
10	信託の元本の償還の時期	無期限	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了後、40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	原則として、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	<p>信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。</p> <p>1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の32以内で委託者が定める率を乗じて得た額</p> <p>2. 株式の貸付を行なった場合は、その品貸料の40%以内の額</p> <p>前項の信託報酬は、毎計算期間(第1計算期間を除きます。)の最初の6ヶ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。</p>	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所		
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	<p>証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示</p> <p>(1) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託</p> <p>(2) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの</p>	<p>信託財産の価額は組入証券の価額の変動に伴って変わるので、交換、または償還時に伴う買取り価額等の価額は投資額と同じではない。</p>	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	41,321 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	NEXT FUNDS 自動車・輸送機(TOPIX-17)上場投信	
2	銘柄コード	1622	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	840,170,100円
		当初受益権総口数	56,980口
4	受託者の商号	野村信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	野村アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	3000億円	
9	信託契約期間	無期限	
10	信託の元本の償還の時期	無期限	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了後、40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	原則として、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	<p>信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。</p> <p>1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の32以内で委託者が定める率を乗じて得た額</p> <p>2. 株式の貸付を行なった場合は、その品貸料の40%以内の額</p> <p>前項の信託報酬は、毎計算期間(第1計算期間を除きます。)の最初の6ヶ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。</p>	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所		
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	<p>証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示</p> <p>(1) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託</p> <p>(2) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの</p>	<p>信託財産の価額は組入証券の価額の変動に伴って変わるので、交換、または償還時に伴う買取り価額等の価額は投資額と同じではない。</p>	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	38,387 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	NEXT FUNDS 鉄鋼・非鉄(TOPIX-17)上場投信	
2	銘柄コード	1623	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	650,307,000円
		当初受益権総口数	21,000口
4	受託者の商号	野村信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	野村アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	3000億円	
9	信託契約期間	無期限	
10	信託の元本の償還の時期	無期限	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了後、40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	原則として、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	<p>信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。</p> <p>1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の32以内で委託者が定める率を乗じて得た額</p> <p>2. 株式の貸付を行なった場合は、その品貸料の40%以内の額</p> <p>前項の信託報酬は、毎計算期間(第1計算期間を除きます。)の最初の6ヶ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。</p>	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所		
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	<p>証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示</p> <p>(1) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託</p> <p>(2) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの</p>	<p>信託財産の価額は組入証券の価額の変動に伴って変わるので、交換、または償還時に伴う買取り価額等の価額は投資額と同じではない。</p>	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	21,105 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	NEXT FUNDS 機械(TOPIX-17)上場投信	
2	銘柄コード	1624	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	610,629,660円
		当初受益権総口数	28,970口
4	受託者の商号	野村信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	野村アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	3000億円	
9	信託契約期間	無期限	
10	信託の元本の償還の時期	無期限	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了後、40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	原則として、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	<p>信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。</p> <p>1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の32以内で委託者が定める率を乗じて得た額</p> <p>2. 株式の貸付を行なった場合は、その品貸料の40%以内の額</p> <p>前項の信託報酬は、毎計算期間(第1計算期間を除きます。)の最初の6ヶ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。</p>	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所		
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	<p>証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示</p> <p>(1) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託</p> <p>(2) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの</p>	<p>信託財産の価額は組入証券の価額の変動に伴って変わるので、交換、または償還時に伴う買取り価額等の価額は投資額と同じではない。</p>	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	30,302 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	NEXT FUNDS 電機・精密(TOPIX-17)上場投信	
2	銘柄コード	1625	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	2,380,567,840円
		当初受益権総口数	186,040口
4	受託者の商号	野村信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	野村アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	3000億円	
9	信託契約期間	無期限	
10	信託の元本の償還の時期	無期限	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了後、40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	原則として、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	<p>信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。</p> <p>1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の32以内で委託者が定める率を乗じて得た額</p> <p>2. 株式の貸付を行なった場合は、その品貸料の40%以内の額</p> <p>前項の信託報酬は、毎計算期間(第1計算期間を除きます。)の最初の6ヶ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。</p>	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所		
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	<p>証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示</p> <p>(1) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託</p> <p>(2) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの</p>	<p>信託財産の価額は組入証券の価額の変動に伴って変わるので、交換、または償還時に伴う買取り価額等の価額は投資額と同じではない。</p>	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	86,604 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	NEXT FUNDS 情報通信・サービスその他(TOPIX-17)上場投信	
2	銘柄コード	1626	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	2,373,356,060円
		当初受益権総口数	210,890口
4	受託者の商号	野村信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	野村アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	3000億円	
9	信託契約期間	無期限	
10	信託の元本の償還の時期	無期限	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了後、40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	原則として、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	<p>信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。</p> <p>1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の32以内で委託者が定める率を乗じて得た額</p> <p>2. 株式の貸付を行なった場合は、その品貸料の40%以内の額</p> <p>前項の信託報酬は、毎計算期間(第1計算期間を除きます。)の最初の6ヶ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。</p>	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所		
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	<p>証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示</p> <p>(1) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託</p> <p>(2) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの</p>	<p>信託財産の価額は組入証券の価額の変動に伴って変わるので、交換、または償還時に伴う買取り価額等の価額は投資額と同じではない。</p>	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	52,349 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	NEXT FUNDS 電力・ガス(TOPIX-17)上場投信	
2	銘柄コード	1627	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	217,777,820円
		当初受益権総口数	16,990口
4	受託者の商号	野村信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	野村アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	3000億円	
9	信託契約期間	無期限	
10	信託の元本の償還の時期	無期限	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了後、40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	原則として、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	<p>信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。</p> <p>1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の32以内で委託者が定める率を乗じて得た額</p> <p>2. 株式の貸付を行なった場合は、その品貸料の40%以内の額</p> <p>前項の信託報酬は、毎計算期間(第1計算期間を除きます。)の最初の6ヶ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。</p>	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所		
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	<p>証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示</p> <p>(1) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託</p> <p>(2) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの</p>	<p>信託財産の価額は組入証券の価額の変動に伴って変わるので、交換、または償還時に伴う買取り価額等の価額は投資額と同じではない。</p>	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	15,093 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	NEXT FUNDS 運輸・物流(TOPIX-17)上場投信	
2	銘柄コード	1628	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	675,648,000円
		当初受益権総口数	48,000口
4	受託者の商号	野村信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	野村アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	3000億円	
9	信託契約期間	無期限	
10	信託の元本の償還の時期	無期限	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了後、40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	原則として、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	<p>信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。</p> <p>1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の32以内で委託者が定める率を乗じて得た額</p> <p>2. 株式の貸付を行なった場合は、その品貸料の40%以内の額</p> <p>前項の信託報酬は、毎計算期間(第1計算期間を除きます。)の最初の6ヶ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。</p>	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所		
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	<p>証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示</p> <p>(1) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託</p> <p>(2) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの</p>	<p>信託財産の価額は組入証券の価額の変動に伴って変わるので、交換、または償還時に伴う買取り価額等の価額は投資額と同じではない。</p>	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	27,976 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	NEXT FUNDS 商社・卸売(TOPIX-17)上場投信	
2	銘柄コード	1629	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	1,000,629,970円
		当初受益権総口数	35,990口
4	受託者の商号	野村信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	野村アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	3000億円	
9	信託契約期間	無期限	
10	信託の元本の償還の時期	無期限	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了後、40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	原則として、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	<p>信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。</p> <p>1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の32以内で委託者が定める率を乗じて得た額</p> <p>2. 株式の貸付を行なった場合は、その品貸料の40%以内の額</p> <p>前項の信託報酬は、毎計算期間(第1計算期間を除きます。)の最初の6ヶ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。</p>	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所		
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	<p>証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示</p> <p>(1) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託</p> <p>(2) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの</p>	<p>信託財産の価額は組入証券の価額の変動に伴って変わるので、交換、または償還時に伴う買取り価額等の価額は投資額と同じではない。</p>	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	16,997 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	NEXT FUNDS 小売(TOPIX-17)上場投信	
2	銘柄コード	1630	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	461,706,300円
		当初受益権総口数	46,950口
4	受託者の商号	野村信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	野村アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	3000億円	
9	信託契約期間	無期限	
10	信託の元本の償還の時期	無期限	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了後、40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	原則として、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	<p>信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。</p> <p>1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の32以内で委託者が定める率を乗じて得た額</p> <p>2. 株式の貸付を行なった場合は、その品貸料の40%以内の額</p> <p>前項の信託報酬は、毎計算期間(第1計算期間を除きます。)の最初の6ヶ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。</p>	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所		
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	<p>証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示</p> <p>(1) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託</p> <p>(2) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの</p>	<p>信託財産の価額は組入証券の価額の変動に伴って変わるので、交換、または償還時に伴う買取り価額等の価額は投資額と同じではない。</p>	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	27,129 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	NEXT FUNDS 銀行(TOPIX-17)上場投信	
2	銘柄コード	1631	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	557,595,760円
		当初受益権総口数	35,960口
4	受託者の商号	野村信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	野村アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	3000億円	
9	信託契約期間	無期限	
10	信託の元本の償還の時期	無期限	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了後、40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	原則として、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	<p>信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。</p> <p>1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の32以内で委託者が定める率を乗じて得た額</p> <p>2. 株式の貸付を行なった場合は、その品貸料の40%以内の額</p> <p>前項の信託報酬は、毎計算期間(第1計算期間を除きます。)の最初の6ヶ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。</p>	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所		
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	<p>証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示</p> <p>(1) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託</p> <p>(2) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの</p>	<p>信託財産の価額は組入証券の価額の変動に伴って変わるので、交換、または償還時に伴う買取り価額等の価額は投資額と同じではない。</p>	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	311,690 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	NEXT FUNDS 金融(除く銀行)(TOPIX-17)上場投信	
2	銘柄コード	1632	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	274,363,110円
		当初受益権総口数	18,970口
4	受託者の商号	野村信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	野村アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	3000億円	
9	信託契約期間	無期限	
10	信託の元本の償還の時期	無期限	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了後、40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	原則として、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	<p>信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。</p> <p>1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の32以内で委託者が定める率を乗じて得た額</p> <p>2. 株式の貸付を行なった場合は、その品貸料の40%以内の額</p> <p>前項の信託報酬は、毎計算期間(第1計算期間を除きます。)の最初の6ヶ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。</p>	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所		
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	<p>証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示</p> <p>(1) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託</p> <p>(2) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの</p>	<p>信託財産の価額は組入証券の価額の変動に伴って変わるので、交換、または償還時に伴う買取り価額等の価額は投資額と同じではない。</p>	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	22,692 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	NEXT FUNDS 不動産(TOPIX-17)上場投信	
2	銘柄コード	1633	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	236,825,400円
		当初受益権総口数	9,980口
4	受託者の商号	野村信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	野村アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	3000億円	
9	信託契約期間	無期限	
10	信託の元本の償還の時期	無期限	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了後、40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	原則として、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	<p>信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。</p> <p>1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の32以内で委託者が定める率を乗じて得た額</p> <p>2. 株式の貸付を行なった場合は、その品貸料の40%以内の額</p> <p>前項の信託報酬は、毎計算期間(第1計算期間を除きます。)の最初の6ヶ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。</p>	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所		
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	<p>証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示</p> <p>(1) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託</p> <p>(2) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの</p>	<p>信託財産の価額は組入証券の価額の変動に伴って変わるので、交換、または償還時に伴う買取り価額等の価額は投資額と同じではない。</p>	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	20,670 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	ダイワ上場投信・TOPIX-17 食品	
2	銘柄コード	1634	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	1,205,040,420円
		当初受益権総口数	71,262口
4	受託者の商号	住友信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	大和証券投資信託委託株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	1兆円	
9	信託契約期間	平成20年7月22日から無期限とします。	
10	信託の元本の償還の時期	委託者は、この信託が終了することとなったときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引き換えに交換するものとします。受託者は、委託者の指図に従い、受益者が交換の請求を行なった指定販売会社に、別に定める期日から信託財産に属する株式の交付を行ない、指定販売会社は、受託者から交付を受けた株式を、所定の手続を経てすみやかに交付するものとします。 また、委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社は、委託者が別に定める一定口数未満の受益権について買取るものとします。	
11	信託の収益の分配の時期	収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に行なうものとします。	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	信託の終了に際し、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者による交換の請求に対する株式の交付は、指定販売会社において行なうものとします。また、委託者が別に定める一定口数未満の受益権については、委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社において買取るものとします。 収益分配金の支払いは、原則として、受益者があらかじめ指定した預金口座等に収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、受益者が金融商品取引所の取引参加者と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	計算期間を通じて毎日、次の1.の額に2.の額を加算して得た額を、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。 1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の28以内の率を乗じて得た額 2. 信託財産に属する株式の貸付にかかる品貸料(貸付株券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額。ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(当該額が負数のときは零とします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所		
15	上記の場合における委託に係る費用		
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容		
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回るようになる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	償還または買取りの価額が元本を下回っても、当該価額を超える価額によって償還または買取りを行なうことはありません。	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	98,159 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	ダイワ上場投信・TOPIX-17 エネルギー資源	
2	銘柄コード	1635	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	447,008,848円
		当初受益権総口数	25,168口
4	受託者の商号	住友信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	大和証券投資信託委託株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	1兆円	
9	信託契約期間	平成20年7月22日から無期限とします。	
10	信託の元本の償還の時期	委託者は、この信託が終了することとなったときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引き換えに交換するものとします。受託者は、委託者の指図に従い、受益者が交換の請求を行なった指定販売会社に、別に定める期日から信託財産に属する株式の交付を行ない、指定販売会社は、受託者から交付を受けた株式を、所定の手続を経てすみやかに交付するものとします。 また、委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社は、委託者が別に定める一定口数未満の受益権について買取るものとします。	
11	信託の収益の分配の時期	収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に行なうものとします。	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	信託の終了に際し、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者による交換の請求に対する株式の交付は、指定販売会社において行なうものとします。また、委託者が別に定める一定口数未満の受益権については、委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社において買取るものとします。 収益分配金の支払いは、原則として、受益者があらかじめ指定した預金口座等に収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、受益者が金融商品取引所の取引参加者と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	計算期間を通じて毎日、次の1.の額に2.の額を加算して得た額を、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。 1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の28以内の率を乗じて得た額 2. 信託財産に属する株式の貸付にかかる品貸料(貸付株券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額。ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(当該額が負数のときは零とします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所		
15	上記の場合における委託に係る費用		
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容		
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回るようになる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	償還または買取りの価額が元本を下回っても、当該価額を超える価額によって償還または買取りを行なうことはありません。	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	25,168 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	ダイワ上場投信・TOPIX-17 建設・資材	
2	銘柄コード	1636	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	1,360,790,448円
		当初受益権総口数	96,757口
4	受託者の商号	住友信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	大和証券投資信託委託株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	1兆円	
9	信託契約期間	平成20年7月22日から無期限とします。	
10	信託の元本の償還の時期	委託者は、この信託が終了することとなったときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引き換えに交換するものとします。受託者は、委託者の指図に従い、受益者が交換の請求を行なった指定販売会社に、別に定める期日から信託財産に属する株式の交付を行ない、指定販売会社は、受託者から交付を受けた株式を、所定の手続を経てすみやかに交付するものとします。 また、委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社は、委託者が別に定める一定口数未満の受益権について買取るものとします。	
11	信託の収益の分配の時期	収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に行なうものとします。	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	信託の終了に際し、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者による交換の請求に対する株式の交付は、指定販売会社において行なうものとします。また、委託者が別に定める一定口数未満の受益権については、委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社において買取るものとします。 収益分配金の支払いは、原則として、受益者があらかじめ指定した預金口座等に収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、受益者が金融商品取引所の取引参加者と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	計算期間を通じて毎日、次の1.の額に2.の額を加算して得た額を、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。 1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の28以内の率を乗じて得た額 2. 信託財産に属する株式の貸付にかかる品貸料(貸付株券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額。ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(当該額が負数のときは零とします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所		
15	上記の場合における委託に係る費用		
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容		
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回るようになる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	償還または買取りの価額が元本を下回っても、当該価額を超える価額によって償還または買取りを行なうことはありません。	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	96,757 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	ダイワ上場投信・TOPIX-17 素材・化学	
2	銘柄コード	1637	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	2,483,104,125円
		当初受益権総口数	185,875口
4	受託者の商号	住友信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	大和証券投資信託委託株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	1兆円	
9	信託契約期間	平成20年7月22日から無期限とします。	
10	信託の元本の償還の時期	委託者は、この信託が終了することとなったときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引き換えに交換するものとします。受託者は、委託者の指図に従い、受益者が交換の請求を行なった指定販売会社に、別に定める期日から信託財産に属する株式の交付を行ない、指定販売会社は、受託者から交付を受けた株式を、所定の手続を経てすみやかに交付するものとします。 また、委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社は、委託者が別に定める一定口数未満の受益権について買取るものとします。	
11	信託の収益の分配の時期	収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に行なうものとします。	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	信託の終了に際し、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者による交換の請求に対する株式の交付は、指定販売会社において行なうものとします。また、委託者が別に定める一定口数未満の受益権については、委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社において買取るものとします。 収益分配金の支払いは、原則として、受益者があらかじめ指定した預金口座等に収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、受益者が金融商品取引所の取引参加者と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	計算期間を通じて毎日、次の1.の額に2.の額を加算して得た額を、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。 1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の28以内の率を乗じて得た額 2. 信託財産に属する株式の貸付にかかる品貸料(貸付株券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額。ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(当該額が負数のときは零とします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所		
15	上記の場合における委託に係る費用		
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容		
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回るようになる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	償還または買取りの価額が元本を下回っても、当該価額を超える価額によって償還または買取りを行なうことはありません。	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	185,875 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	ダイワ上場投信・TOPIX-17 医薬品	
2	銘柄コード	1638	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	1,608,010,672円
		当初受益権総口数	122,338口
4	受託者の商号	住友信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	大和証券投資信託委託株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	1兆円	
9	信託契約期間	平成20年7月22日から無期限とします。	
10	信託の元本の償還の時期	委託者は、この信託が終了することとなったときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引き換えに交換するものとします。受託者は、委託者の指図に従い、受益者が交換の請求を行なった指定販売会社に、別に定める期日から信託財産に属する株式の交付を行ない、指定販売会社は、受託者から交付を受けた株式を、所定の手続きを経てすみやかに交付するものとします。 また、委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社は、委託者が別に定める一定口数未満の受益権について買取るものとします。	
11	信託の収益の分配の時期	収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に行なうものとします。	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	信託の終了に際し、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者による交換の請求に対する株式の交付は、指定販売会社において行なうものとします。また、委託者が別に定める一定口数未満の受益権については、委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社において買取るものとします。 収益分配金の支払いは、原則として、受益者があらかじめ指定した預金口座等に収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、受益者が金融商品取引所の取引参加者と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	計算期間を通じて毎日、次の1.の額に2.の額を加算して得た額を、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。 1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の28以内の率を乗じて得た額 2. 信託財産に属する株式の貸付にかかる品貸料(貸付株券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額。ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(当該額が負数のときは零とします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所		
15	上記の場合における委託に係る費用		
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容		
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回るようになる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	償還または買取りの価額が元本を下回っても、当該価額を超える価額によって償還または買取りを行なうことはありません。	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	122,338 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	ダイワ上場投信・TOPIX-17 自動車・輸送機	
2	銘柄コード	1639	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	3,741,996,180円
		当初受益権総口数	251,732口
4	受託者の商号	住友信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	大和証券投資信託委託株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	1兆円	
9	信託契約期間	平成20年7月22日から無期限とします。	
10	信託の元本の償還の時期	委託者は、この信託が終了することとなったときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引き換えに交換するものとします。受託者は、委託者の指図に従い、受益者が交換の請求を行なった指定販売会社に、別に定める期日から信託財産に属する株式の交付を行ない、指定販売会社は、受託者から交付を受けた株式を、所定の手続きを経てすみやかに交付するものとします。 また、委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社は、委託者が別に定める一定口数未満の受益権について買取るものとします。	
11	信託の収益の分配の時期	収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に行なうものとします。	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	信託の終了に際し、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者による交換の請求に対する株式の交付は、指定販売会社において行なうものとします。また、委託者が別に定める一定口数未満の受益権については、委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社において買取るものとします。 収益分配金の支払いは、原則として、受益者があらかじめ指定した預金口座等に収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、受益者が金融商品取引所の取引参加者と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	計算期間を通じて毎日、次の1.の額に2.の額を加算して得た額を、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。 1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の28以内の率を乗じて得た額 2. 信託財産に属する株式の貸付にかかる品貸料(貸付株券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額。ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(当該額が負数のときは零とします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所		
15	上記の場合における委託に係る費用		
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容		
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回るようになる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	償還または買取りの価額が元本を下回っても、当該価額を超える価額によって償還または買取りを行なうことはありません。	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	251,732 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	ダイワ上場投信・TOPIX-17 鉄鋼・非鉄	
2	銘柄コード	1640	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	1,791,011,629円
		当初受益権総口数	52,303口
4	受託者の商号	住友信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	大和証券投資信託委託株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	1兆円	
9	信託契約期間	平成20年7月22日から無期限とします。	
10	信託の元本の償還の時期	委託者は、この信託が終了することとなったときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引き換えに交換するものとし、受託者は、委託者の指図に従い、受益者が交換の請求を行なった指定販売会社に、別に定める期日から信託財産に属する株式の交付を行ない、指定販売会社は、受託者から交付を受けた株式を、所定の手続きを経てすみやかに交付するものとし、また、委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社は、委託者が別に定める一定口数未満の受益権について買取るものとし、	
11	信託の収益の分配の時期	収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に行なうものとし、	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	信託の終了に際し、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者による交換の請求に対する株式の交付は、指定販売会社において行なうものとし、また、委託者が別に定める一定口数未満の受益権については、委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社において買取るものとし、 収益分配金の支払いは、原則として、受益者があらかじめ指定した預金口座等に収益分配金を振り込む方式により行なうものとし、なお、受益者が金融商品取引所の取引参加者と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとし、	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	計算期間を通じて毎日、次の1.の額に2.の額を加算して得た額を、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。 1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の28以内の率を乗じて得た額 2. 信託財産に属する株式の貸付にかかる品貸料(貸付株券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額。ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(当該額が負数のときは零とします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所		
15	上記の場合における委託に係る費用		
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容		
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回る場合となる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	償還または買取りの価額が元本を下回っても、当該価額を超える価額によって償還または買取りを行なうことはありません。	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	52,303 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	ダイワ上場投信・TOPIX-17 機械	
2	銘柄コード	1641	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	1,775,404,734円
		当初受益権総口数	78,222口
4	受託者の商号	住友信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	大和証券投資信託委託株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	1兆円	
9	信託契約期間	平成20年7月22日から無期限とします。	
10	信託の元本の償還の時期	委託者は、この信託が終了することとなったときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引き換えに交換するものとします。受託者は、委託者の指図に従い、受益者が交換の請求を行なった指定販売会社に、別に定める期日から信託財産に属する株式の交付を行ない、指定販売会社は、受託者から交付を受けた株式を、所定の手続を経てすみやかに交付するものとします。 また、委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社は、委託者が別に定める一定口数未満の受益権について買取るものとします。	
11	信託の収益の分配の時期	収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に行なうものとします。	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	信託の終了に際し、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者による交換の請求に対する株式の交付は、指定販売会社において行なうものとします。また、委託者が別に定める一定口数未満の受益権については、委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社において買取るものとします。 収益分配金の支払いは、原則として、受益者があらかじめ指定した預金口座等に収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、受益者が金融商品取引所の取引参加者と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	計算期間を通じて毎日、次の1.の額に2.の額を加算して得た額を、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。 1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の28以内の率を乗じて得た額 2. 信託財産に属する株式の貸付にかかる品貸料(貸付株券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額。ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(当該額が負数のときは零とします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所		
15	上記の場合における委託に係る費用		
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容		
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回るようになる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	償還または買取りの価額が元本を下回っても、当該価額を超える価額によって償還または買取りを行なうことはありません。	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	78,222 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	ダイワ上場投信・TOPIX-17 電機・精密	
2	銘柄コード	1642	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	6,123,964,890円
		当初受益権総口数	452,454口
4	受託者の商号	住友信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	大和証券投資信託委託株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	1兆円	
9	信託契約期間	平成20年7月22日から無期限とします。	
10	信託の元本の償還の時期	委託者は、この信託が終了することとなったときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引き換えに交換するものとします。受託者は、委託者の指図に従い、受益者が交換の請求を行なった指定販売会社に、別に定める期日から信託財産に属する株式の交付を行ない、指定販売会社は、受託者から交付を受けた株式を、所定の手続を経てすみやかに交付するものとします。 また、委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社は、委託者が別に定める一定口数未満の受益権について買取るものとします。	
11	信託の収益の分配の時期	収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に行なうものとします。	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	信託の終了に際し、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者による交換の請求に対する株式の交付は、指定販売会社において行なうものとします。また、委託者が別に定める一定口数未満の受益権については、委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社において買取るものとします。 収益分配金の支払いは、原則として、受益者があらかじめ指定した預金口座等に収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、受益者が金融商品取引所の取引参加者と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	計算期間を通じて毎日、次の1.の額に2.の額を加算して得た額を、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。 1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の28以内の率を乗じて得た額 2. 信託財産に属する株式の貸付にかかる品貸料(貸付株券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額。ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(当該額が負数のときは零とします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所		
15	上記の場合における委託に係る費用		
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容		
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回るようになる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	償還または買取りの価額が元本を下回っても、当該価額を超える価額によって償還または買取りを行なうことはありません。	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	452,454 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	ダイワ上場投信・TOPIX-17 情報通信・サービスその他	
2	銘柄コード	1643	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	3,796,483,100円
		当初受益権総口数	329,270口
4	受託者の商号	住友信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	大和証券投資信託委託株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	1兆円	
9	信託契約期間	平成20年7月22日から無期限とします。	
10	信託の元本の償還の時期	委託者は、この信託が終了することとなったときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引き換えに交換するものとします。受託者は、委託者の指図に従い、受益者が交換の請求を行なった指定販売会社に、別に定める期日から信託財産に属する株式の交付を行ない、指定販売会社は、受託者から交付を受けた株式を、所定の手続を経てすみやかに交付するものとします。 また、委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社は、委託者が別に定める一定口数未満の受益権について買取るものとします。	
11	信託の収益の分配の時期	収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に行なうものとします。	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	信託の終了に際し、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者による交換の請求に対する株式の交付は、指定販売会社において行なうものとします。また、委託者が別に定める一定口数未満の受益権については、委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社において買取るものとします。 収益分配金の支払いは、原則として、受益者があらかじめ指定した預金口座等に収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、受益者が金融商品取引所の取引参加者と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	計算期間を通じて毎日、次の1.の額に2.の額を加算して得た額を、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。 1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の28以内の率を乗じて得た額 2. 信託財産に属する株式の貸付にかかる品貸料(貸付株券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額。ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(当該額が負数のときは零とします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所		
15	上記の場合における委託に係る費用		
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容		
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回るようになる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	償還または買取りの価額が元本を下回っても、当該価額を超える価額によって償還または買取りを行なうことはありません。	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	329,270 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	ダイワ上場投信・TOPIX-17 電力・ガス	
2	銘柄コード	1644	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	1,692,976,238円
		当初受益権総口数	134,129口
4	受託者の商号	住友信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	大和証券投資信託委託株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	1兆円	
9	信託契約期間	平成20年7月22日から無期限とします。	
10	信託の元本の償還の時期	委託者は、この信託が終了することとなったときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引き換えに交換するものとし、受託者は、委託者の指図に従い、受益者が交換の請求を行なった指定販売会社に、別に定める期日から信託財産に属する株式の交付を行ない、指定販売会社は、受託者から交付を受けた株式を、所定の手続を経てすみやかに交付するものとし、また、委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社は、委託者が別に定める一定口数未満の受益権について買取るものとし、	
11	信託の収益の分配の時期	収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に行なうものとし、	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	信託の終了に際し、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者による交換の請求に対する株式の交付は、指定販売会社において行なうものとし、また、委託者が別に定める一定口数未満の受益権については、委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社において買取るものとし、 収益分配金の支払いは、原則として、受益者があらかじめ指定した預金口座等に収益分配金を振り込む方式により行なうものとし、なお、受益者が金融商品取引所の取引参加者と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとし、	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	計算期間を通じて毎日、次の1.の額に2.の額を加算して得た額を、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。 1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の28以内の率を乗じて得た額 2. 信託財産に属する株式の貸付にかかる品貸料(貸付株券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額。ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(当該額が負数のときは零とします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所		
15	上記の場合における委託に係る費用		
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容		
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回るようになる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	償還または買取りの価額が元本を下回っても、当該価額を超える価額によって償還または買取りを行なうことはありません。	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	134,129 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	ダイワ上場投信・TOPIX-17 運輸・物流	
2	銘柄コード	1645	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	2,028,123,894円
		当初受益権総口数	140,979口
4	受託者の商号	住友信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	大和証券投資信託委託株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	1兆円	
9	信託契約期間	平成20年7月22日から無期限とします。	
10	信託の元本の償還の時期	委託者は、この信託が終了することとなったときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引き換えに交換するものとする。受託者は、委託者の指図に従い、受益者が交換の請求を行なった指定販売会社に、別に定める期日から信託財産に属する株式の交付を行ない、指定販売会社は、受託者から交付を受けた株式を、所定の手続きを経てすみやかに交付するものとする。 また、委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社は、委託者が別に定める一定口数未満の受益権について買取るものとする。	
11	信託の収益の分配の時期	収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に行なうものとする。	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	信託の終了に際し、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者による交換の請求に対する株式の交付は、指定販売会社において行なうものとする。また、委託者が別に定める一定口数未満の受益権については、委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社において買取るものとする。 収益分配金の支払いは、原則として、受益者があらかじめ指定した預金口座等に収益分配金を振り込む方式により行なうものとする。なお、受益者が金融商品取引所の取引参加者と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとする。	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	計算期間を通じて毎日、次の1.の額に2.の額を加算して得た額を、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。 1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の28以内の率を乗じて得た額 2. 信託財産に属する株式の貸付にかかる品貸料(貸付株券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額。ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(当該額が負数のときは零とします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所		
15	上記の場合における委託に係る費用		
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容		
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回るようになる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	償還または買取りの価額が元本を下回っても、当該価額を超える価額によって償還または買取りを行なうことはありません。	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	182,678 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	ダイワ上場投信・TOPIX-17 商社・卸売	
2	銘柄コード	1646	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	1,977,332,586円
		当初受益権総口数	70,066口
4	受託者の商号	住友信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	大和証券投資信託委託株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	1兆円	
9	信託契約期間	平成20年7月22日から無期限とします。	
10	信託の元本の償還の時期	委託者は、この信託が終了することとなったときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引き換えに交換するものとします。受託者は、委託者の指図に従い、受益者が交換の請求を行なった指定販売会社に、別に定める期日から信託財産に属する株式の交付を行ない、指定販売会社は、受託者から交付を受けた株式を、所定の手続を経てすみやかに交付するものとします。 また、委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社は、委託者が別に定める一定口数未満の受益権について買取るものとします。	
11	信託の収益の分配の時期	収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に行なうものとします。	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	信託の終了に際し、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者による交換の請求に対する株式の交付は、指定販売会社において行なうものとします。また、委託者が別に定める一定口数未満の受益権については、委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社において買取るものとします。 収益分配金の支払いは、原則として、受益者があらかじめ指定した預金口座等に収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、受益者が金融商品取引所の取引参加者と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	計算期間を通じて毎日、次の1.の額に2.の額を加算して得た額を、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。 1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の28以内の率を乗じて得た額 2. 信託財産に属する株式の貸付にかかる品貸料(貸付株券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額。ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(当該額が負数のときは零とします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所		
15	上記の場合における委託に係る費用		
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容		
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回るようになる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	償還または買取りの価額が元本を下回っても、当該価額を超える価額によって償還または買取りを行なうことはありません。	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	70,066 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	ダイワ上場投信・TOPIX-17 小売	
2	銘柄コード	1647	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	1,247,393,910円
		当初受益権総口数	116,830口
4	受託者の商号	住友信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	大和証券投資信託委託株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	1兆円	
9	信託契約期間	平成20年7月22日から無期限とします。	
10	信託の元本の償還の時期	委託者は、この信託が終了することとなったときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引き換えに交換するものとします。受託者は、委託者の指図に従い、受益者が交換の請求を行なった指定販売会社に、別に定める期日から信託財産に属する株式の交付を行ない、指定販売会社は、受託者から交付を受けた株式を、所定の手続を経てすみやかに交付するものとします。 また、委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社は、委託者が別に定める一定口数未満の受益権について買取るものとします。	
11	信託の収益の分配の時期	収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に行なうものとします。	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	信託の終了に際し、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者による交換の請求に対する株式の交付は、指定販売会社において行なうものとします。また、委託者が別に定める一定口数未満の受益権については、委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社において買取るものとします。 収益分配金の支払いは、原則として、受益者があらかじめ指定した預金口座等に収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、受益者が金融商品取引所の取引参加者と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	計算期間を通じて毎日、次の1.の額に2.の額を加算して得た額を、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。 1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の28以内の率を乗じて得た額 2. 信託財産に属する株式の貸付にかかる品貸料(貸付株券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額。ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(当該額が負数のときは零とします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所		
15	上記の場合における委託に係る費用		
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容		
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回るようになる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	償還または買取りの価額が元本を下回っても、当該価額を超える価額によって償還または買取りを行なうことはありません。	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	85,127 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	ダイワ上場投信・TOPIX-17 銀行	
2	銘柄コード	1648	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	4,590,667,929円
		当初受益権総口数	262,609口
4	受託者の商号	住友信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	大和証券投資信託委託株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	1兆円	
9	信託契約期間	平成20年7月22日から無期限とします。	
10	信託の元本の償還の時期	委託者は、この信託が終了することとなったときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引き換えに交換するものとします。受託者は、委託者の指図に従い、受益者が交換の請求を行なった指定販売会社に、別に定める期日から信託財産に属する株式の交付を行ない、指定販売会社は、受託者から交付を受けた株式を、所定の手続を経てすみやかに交付するものとします。 また、委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社は、委託者が別に定める一定口数未満の受益権について買取るものとします。	
11	信託の収益の分配の時期	収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に行なうものとします。	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	信託の終了に際し、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者による交換の請求に対する株式の交付は、指定販売会社において行なうものとします。また、委託者が別に定める一定口数未満の受益権については、委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社において買取るものとします。 収益分配金の支払いは、原則として、受益者があらかじめ指定した預金口座等に収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、受益者が金融商品取引所の取引参加者と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	計算期間を通じて毎日、次の1.の額に2.の額を加算して得た額を、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。 1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の28以内の率を乗じて得た額 2. 信託財産に属する株式の貸付にかかる品貸料(貸付株券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額。ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(当該額が負数のときは零とします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所		
15	上記の場合における委託に係る費用		
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容		
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	償還または買取りの価額が元本を下回っても、当該価額を超える価額によって償還または買取りを行なうことはありません。	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	262,609 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	ダイワ上場投信・TOPIX-17 金融(除く銀行)	
2	銘柄コード	1649	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	2,188,559,828円
		当初受益権総口数	146,647口
4	受託者の商号	住友信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	大和証券投資信託委託株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	1兆円	
9	信託契約期間	平成20年7月22日から無期限とします。	
10	信託の元本の償還の時期	委託者は、この信託が終了することとなったときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引き換えに交換するものとします。受託者は、委託者の指図に従い、受益者が交換の請求を行なった指定販売会社に、別に定める期日から信託財産に属する株式の交付を行ない、指定販売会社は、受託者から交付を受けた株式を、所定の手続を経てすみやかに交付するものとします。 また、委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社は、委託者が別に定める一定口数未満の受益権について買取るものとします。	
11	信託の収益の分配の時期	収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に行なうものとします。	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	信託の終了に際し、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者による交換の請求に対する株式の交付は、指定販売会社において行なうものとします。また、委託者が別に定める一定口数未満の受益権については、委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社において買取るものとします。 収益分配金の支払いは、原則として、受益者があらかじめ指定した預金口座等に収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、受益者が金融商品取引所の取引参加者と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	計算期間を通じて毎日、次の1.の額に2.の額を加算して得た額を、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。 1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の28以内の率を乗じて得た額 2. 信託財産に属する株式の貸付にかかる品貸料(貸付株券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額。ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(当該額が負数のときは零とします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所		
15	上記の場合における委託に係る費用		
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容		
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回るようになる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	償還または買取りの価額が元本を下回っても、当該価額を超える価額によって償還または買取りを行なうことはありません。	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	146,647 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	ダイワ上場投信・TOPIX-17 不動産	
2	銘柄コード	1650	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	962,153,640円
		当初受益権総口数	38,394口
4	受託者の商号	住友信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	大和証券投資信託委託株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	1兆円	
9	信託契約期間	平成20年7月22日から無期限とします。	
10	信託の元本の償還の時期	委託者は、この信託が終了することとなったときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引き換えに交換するものとします。受託者は、委託者の指図に従い、受益者が交換の請求を行なった指定販売会社に、別に定める期日から信託財産に属する株式の交付を行ない、指定販売会社は、受託者から交付を受けた株式を、所定の手続を経てすみやかに交付するものとします。 また、委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社は、委託者が別に定める一定口数未満の受益権について買取るものとします。	
11	信託の収益の分配の時期	収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に行なうものとします。	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	信託の終了に際し、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者による交換の請求に対する株式の交付は、指定販売会社において行なうものとします。また、委託者が別に定める一定口数未満の受益権については、委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社において買取るものとします。 収益分配金の支払いは、原則として、受益者があらかじめ指定した預金口座等に収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、受益者が金融商品取引所の取引参加者と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	計算期間を通じて毎日、次の1.の額に2.の額を加算して得た額を、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。 1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の28以内の率を乗じて得た額 2. 信託財産に属する株式の貸付にかかる品貸料(貸付株券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額。ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(当該額が負数のときは零とします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所		
15	上記の場合における委託に係る費用		
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容		
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回るようになる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	償還または買取りの価額が元本を下回っても、当該価額を超える価額によって償還または買取りを行なうことはありません。	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	38,394 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	MAXIS S & P三菱系企業群上場投信	
2	銘柄コード	1670	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	2,908,448,000円
		当初受益権総口数	29,984,000口
4	受託者の商号	三菱UFJ信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	三菱UFJ投信株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	金5兆円もしくは金5兆円相当の信託適格有価証券	
9	信託契約期間	平成21年7月16日から無期限	
10	信託の元本の償還の時期	無期限	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	原則として、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等。 なお、名義登録受益者が金融商品取引所の会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。 1. 計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の50以内の率を乗じて得た額 2. 有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料の100分の50以内の額 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所		
15	上記の場合における委託に係る費用		
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容		
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	信託財産の価額は組入証券の価額の変動等に伴って変わるので、交換または償還等に伴う買取り等の価額は投資額と同じではありません。	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	529,285,700 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	WTI原油価格連動型上場投信	
2	銘柄コード	1671	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	2,995,916,000円
		当初受益権総口数	497,000口
4	受託者の商号	三菱UFJ信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	1兆円	
9	信託契約期間	無期限	
10	信託の元本の償還の時期	無期限	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了後、40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	原則として、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の85以内の率を乗じて得た額および有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の50%以内の額とします。 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所		
15	上記の場合における委託に係る費用		
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容		
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回るることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	信託財産の価額は組入商品等の価額の変動等に伴って変わるので、一部解約または償還等に伴う価額は投資額と同じではない。	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	897,000口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	上場インデックスファンド海外債券(Citigroup WGBI)毎月分配型	
2	銘柄コード	1677	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	1,000,000,000円
		当初受益権総口数	20,000口
4	受託者の商号	野村信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	日興アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	5兆円 但し、この限度額は委託者と受託者との合意の上、変更することができる。	
9	信託契約期間	期間の定めを設けない 但し、証券投資信託約款の規定により信託を終了させることがある。	
10	信託の元本の償還の時期	受託者は、信託終了日現在において証券投資信託約款第16条の受益者名簿に名義登録されている者を信託終了日現在における受益者として、当該受益者に償還金を支払う。償還金の支払いは、原則として信託終了日後40日以内の委託者の指定する日に、受益者名簿への名義登録の際に受益者があらかじめ指定した預金口座等に当該償還金を振り込む方式により行うものとする。	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	原則として、受益者名簿への名義登録の際に受益者があらかじめ指定した預金口座等	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	純資産総額に年10,000分の15以内の率を乗じて得た額並びに証券投資信託約款第21条に規定する上場投資信託証券の貸付の指図を行なった場合は、その品貸料(貸付上場投資信託証券の利子または配当金等相当額を含まないものとする。ただし、上場投資信託証券の貸付にあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたと見なし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(ただし、この額が負の場合は、零とする。)とする。)に100分の50以内の率を乗じて得た額を毎計算期末又は信託終了の時に信託財産中から支弁する。信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁する。	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所	-	
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	信託財産の価額は組入証券の価額の変動等に伴って変るので、買取又は償還の価額が当該信託の元本を下回っても、当該価額を超える価額では買取又は償還を行わない	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	60,000口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	NEXT FUNDS インド株式指数・S&P CNX Nifty連動型上場投信	
2	銘柄コード	1678	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	2,425,000,000円
		当初受益権総口数	25,000,000口
4	受託者の商号	野村信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	野村アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	500億円	
9	信託契約期間	無期限	
10	信託の元本の償還の時期	無期限	
11	信託の収益の分配の時期	毎決算終了後、40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	原則として、受益者があらかじめ指定する預金口座等	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	<p>信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。</p> <p>1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の95以内で委託者が定める率を乗じて得た額</p> <p>2. 有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の40%以内の額</p> <p>前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。</p>	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所	-	
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	<p>証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示</p> <p>(1) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託</p> <p>(2) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの</p>	<p>信託財産の価額は組入証券の価額の変動等に伴って変わるので、一部解約、または償還等に伴う買取り等の価額は投資額と同じではない。</p>	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	36,000,000 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	Simple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信	
2	銘柄コード	1679	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	995,715,000円
		当初受益権総口数	109,000口
4	受託者の商号	中央三井アセット信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	10口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	1兆円	
9	信託契約期間	無期限	
10	信託の元本の償還の時期	無期限	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了後、40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	原則として、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	委託者および受託者の信託報酬の総額は第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の15以内で委託者が定める率を乗じて得た金額とします。 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所		
15	上記の場合における委託に係る費用		
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容		
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回る場合となる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	信託財産の価額は組入商品等の価額の変動等に伴って変わるので、一部解約または償還等に伴う価額は投資額と同じではない。	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	109,000 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	上場インデックスファンド海外先進国株式(MSCI-KOKUSA1)	
2	銘柄コード	1680	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	1,000,000,000円
		当初受益権総口数	1,000,000口
4	受託者の商号	住友信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	日興アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	金5兆円 但し、この限度額は委託者と受託者との合意の上、変更することができる。	
9	信託契約期間	期間の定めを設けない 但し、証券投資信託約款の規定により信託を終了させることがある。	
10	信託の元本の償還の時期	信託終了日現在において証券投資信託約款第17条の受益者名簿に名義登録されている者を信託終了日現在における受益者として、当該名義登録受益者に償還金を支払う。償還金の支払いは、原則として受託者または証券投資信託約款第17条第2項に規定する会員が、信託終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等に当該償還金を振り込む方式により行うものとする。	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	原則として、受益者名簿への名義登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	純資産総額に年10,000分の15以内の率を乗じて得た額並びに証券投資信託約款第22条に規定する上場投資信託証券の貸付の指図を行なった場合は、その品貸料(貸付上場投資信託証券の利子または配当金等相当額を含まないものとする。ただし、上場投資信託証券の貸付にあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたと見なし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(ただし、この額が負の場合は、零とする。)とする。)に100分の50以内の率を乗じて得た額を毎計算期末又は信託終了の時に信託財産中から支弁する。信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁する。	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所	-	
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	信託財産の価額は組入証券の価額の変動等に伴って変るので、買取又は償還の価額が当該信託の元本を下回っても、当該価額を超える価額では買取又は償還を行わない	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	3,100,000 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	上場インデックスファンド海外新興国株式(MSCIエマージング)	
2	銘柄コード	1681	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	300,000,000円
		当初受益権総口数	300,000口
4	受託者の商号	住友信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	日興アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	金5兆円 但し、この限度額は委託者と受託者との合意の上、変更することができる。	
9	信託契約期間	期間の定めを設けない 但し、証券投資信託約款の規定により信託を終了させることがある。	
10	信託の元本の償還の時期	信託終了日現在において証券投資信託約款第17条の受益者名簿に名義登録されている者を信託終了日現在における受益者として、当該名義登録受益者に償還金を支払う。償還金の支払いは、原則として受託者または証券投資信託約款第16条第2項に規定する会員が、信託終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等に当該償還金を振り込む方式により行うものとする。	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	原則として、受益者名簿への名義登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	純資産総額に年10,000分の15以内の率を乗じて得た額並びに証券投資信託約款第22条に規定する上場投資信託証券の貸付の指図を行なった場合は、その品貸料(貸付上場投資信託証券の利子または配当金等相当額を含まないものとする。ただし、上場投資信託証券の貸付にあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたと見なし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(ただし、この額が負の場合は、零とする。)とする。)に100分の50以内の率を乗じて得た額を毎計算期末又は信託終了の時に信託財産中から支弁する。信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁する。	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所	-	
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	信託財産の価額は組入証券の価額の変動等に伴って変るので、買取又は償還の価額が当該信託の元本を下回っても、当該価額を超える価額では買取又は償還を行わない	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	3,300,000 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	NEXT FUNDS 日経・東工取白金指数連動型上場投信	
2	銘柄コード	1682	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	500,520,000円
		当初受益権総口数	1,940,000口
4	受託者の商号	野村信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	野村アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	250億円	
9	信託契約期間	無期限	
10	信託の元本の償還の時期	無期限	
11	信託の収益の分配の時期	毎決算終了後、40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	原則として、受益者があらかじめ指定する預金口座等	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に毎年10,000分の45以内の率を乗じて得た額とします。 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所	-	
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回るることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	信託財産の価額は組入証券の価額の変動等に伴って変わるので、一部解約、または償還等に伴う買取り等の価額は投資額と同じではない。	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	1,940,000 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	国内金先物価格連動型上場投信	
2	銘柄コード	1683	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	199,977,120円
		当初受益権総口数	64,260口
4	受託者の商号	みずほ信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	みずほ投信投資顧問株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	100,000,000,000円	
9	信託契約期間	この信託の期間は信託締結日から無期限とします。	
10	信託の元本の償還の時期	償還金は、原則として、信託終了日後40日以内の委託者の指定する日から名義登録受益者に支払います。	
11	信託の収益の分配の時期	収益分配金は、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日から名義登録受益者に支払います。	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	償還金は、受託者または第18条第3項に規定する会員等から支払います。また、収益分配金は、第37条第1項に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益金を振込む方式により行うものとします。なお、名義登録受益者が第18条第3項に規定する会員と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	約款第35条により計算した金額を毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所	該当ありません。	
15	上記の場合における委託に係る費用	該当ありません。	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	該当ありません。	
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	信託財産の価額は組入証券の変動等に伴って変わるので、償還又は買取り及び信託契約の一部解約の価額は投資額と同じではありません。	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	94,260 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	上場インデックスファンド日本高配当 (東証配当フォーカス100)	
2	銘柄コード	1698	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	934,270,680円
		当初受益権総口数	888,090口
4	受託者の商号	住友信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	日興アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	1兆円相当額を限度とする。但し、この限度額は委託者と受託者との合意の上、変更することができる。	
9	信託契約期間	期間の定めを設けない 但し、証券投資信託約款の規定により信託を終了させることがある。	
10	信託の元本の償還の時期	受益者が保有する受益権について、信託終了時における当該受益権の信託財産に対する持分に相当するユニット有価証券を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引き換えに交換する。 株式および上場不動産投資信託証券の交換は、原則として受託者が交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した日の翌営業日以降。交換に必要な受益権口数に満たない振替受益権については、信託終了日以降、償還価額をもって委託者の指定する販売会社が買い取りを行なう。	
11	信託の収益の分配の時期	毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	償還の際の交換、買取の場所:委託者の指定する証券会社、分配金の支払場所:受託者	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	純資産総額に年10,000分の28以内の率を乗じて得た額並びに証券投資信託約款第25条に規定する有価証券貸付の指図を行った場合は、その品貸料の100分の50以内の額を毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁する。また信託報酬に係る消費税等に相応する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁する。	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所	-	
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回る場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	信託財産の価額は組入証券の価額の変動等に伴って変わるので、買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回っても当該価額を超える価額では買取り又は償還を行なわない。	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	888,090 口	

1	振替投資信託受益権(ETF)の銘柄	NEXT FUNDS NOMURA原油インデックス連動型上場投信	
2	銘柄コード	1699	
3	投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権(ETF)の総口数	当初信託元本額	496,230,000円
		当初受益権総口数	510,000口
4	受託者の商号	野村信託銀行株式会社	
5	委託者の商号	野村アセットマネジメント株式会社	
6	最低発行単位口数	1口	
7	公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別	公募	
8	元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権(ETF)については、追加信託をすることができる元本の限度額	500億円	
9	信託契約期間	無期限	
10	信託の元本の償還の時期	無期限	
11	信託の収益の分配の時期	毎決算終了後、40日以内の委託者の指定する日	
12	信託の元本の償還及び収益の分配の場所	原則として、受益者があらかじめ指定する預金口座等	
13	受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期	信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の50以内の率を乗じて得た額とします。 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。	
14	運用の指図に係る権限を委託する場合においては、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所	-	
15	上記の場合における委託に係る費用	-	
16	運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容	-	
17	証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回るることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの	信託財産の価額は組入証券の価額の変動等に伴って変わるので、一部解約、または償還等に伴う買取り等の価額は投資額と同じではない。	
18	振替投資信託受益権(ETF)の総発行口数	510,000 口	